

## さいたま市水道局告示第95号

X線分析装置付卓上電子顕微鏡の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成28年9月12日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

X線分析装置付卓上電子顕微鏡の購入

#### (2) 納入場所

さいたま市北区東大成町2-445-1

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 納入期限

契約締結後90日間

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「理化学器械器具」にて登載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市水道局の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 参加形態

単体企業

### 4 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

#### (2) 交付期間

平成28年9月12日（月）から平成28年9月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正

午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで)

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の配布

さいたま市ホームページからダウンロードする。

(3) 受付場所

4(1)に同じ

(4) 受付期間

4(2)に同じ

(5) 提出方法

持参

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(1)に同じ

(2) 交付日時

平成 28 年 9 月 30 日（金）午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒（角形 2 号封筒又はこれに類する寸法のもの）に 120 円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書において、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

入札金額は、総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札日時

平成28年10月11日(火) 午前9時30分

(3) 入札場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道庁舎入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。)第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同額の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

契約事務規程第27条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
担当 契約係 電話 048-714-3080

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 詳細は、入札説明書による。